板橋区自立相談支援事業等業務委託募集要項

1 件名

板橋区自立相談支援事業等業務委託

2 プロポーザル方式実施の趣旨

板橋区では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の包括的な相談に応じ必要な助言や支援を行う「自立相談支援事業」、就職活動中において家賃の一部を助成する「住居確保給付金」、家計再建に向け専門的な助言・指導を行う「家計改善支援事業」を福祉事務所等と連携して実施しています。

また、ひきこもり状態にある者やその家族及びひとり親家庭等に対する自立等の支援を一体的に行うことで、生活困窮者をはじめとした生活の課題や困りごとを抱える方に対し、総合的な支援を行います。

本事業を実施するにあたり、専門的知識、技術を有する事業者からの生活困窮者等に対する自立等の支援に係る助言・提案を活かし、より効果的・効率的なものとするため、多くの事業者から多様な提案を求め、また、公正かつ公平な方法で、総合的な見地から本事業に最適な事業者を選定します。

3 委託予定期間

令和9年4月1日から令和 12 年3月 31 日まで

※ 契約期間に係る履行評価の結果に基づき、次年度の契約更新の判断を行います。契約期間は単年度とし履行状況に問題がない場合は、最大令和 12 年3月までの契約更新を想定しています。

4 契約上限額

令和9年度 287,638,780 円(消費税相当分含む)

※ 契約を更新した場合、令和 10 年度以降も同額の契約上限額を想定しています。

5 委託内容

別紙「仕様書」のとおり

(参考)①「業務予定数」

②「人員配置基準表」

6 区が求める提案内容

別紙「提案事項」のとおり

7 参加資格要件

(1)以下の項目を全て満たしている場合に参加できます。

①東京都板橋区競争入札参加資格(東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者)を有していること。

②地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない

こと。

③東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成 17 年 3 月 31 日区長決定）による指名停止を受けていないこと。

④参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。

ア　暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。

イ　暴力団員等を雇用している。

ウ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。

⑤提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

⑥提案金額が契約上限額の範囲内であること。

（2）プロポーザル方式の参加者が契約締結までの間に上記参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失います。また提案採用者となっていた場合は、その決定を取り消します。

8　参加申込手続・プレゼンテーション

上記の参加資格要件を満たし、本プロポーザル方式に参加を希望する場合は、下記に従い必要書類を提出してください。

（1）1次審査

① 提出書類

ア　プロポーザル方式参加申込書（様式1）　1部

イ　事業者概要書（様式2）　1部

※ 事業者概要がわかるパンフレット等を添付すること

ウ　事業実績書（様式3）

※契約確定日が令和6年4月1日から令和8年 10 月 31 日の間で官公庁発注の類似の案件を受注したことがわかる契約書等（件名・契約者・金額が分かれば可）の写しを添付すること　各1部

エ　事業経費積算書（様式4）　1部

オ　法人の履歴事項全部証明書　1部

カ　財務諸表（損益計算書、貸借対照表）　1部

キ　提案書（別添フォーマット）

・事業者名記載のあるもの　1部

・事業者名記載のないもの（審査用）　8部

ク　審査結果通知送付用封筒　1枚

（長3封筒に宛名・結果通知先の住所を記載し、110 円の切手を貼付してください。）

※2次審査（プレゼンテーション）に進む場合はプレゼンテーション用の資料を用意していただきます。詳細は「（2）2次審査」のとおり。

② 提出期限

令和8年 11 月 24 日（火）17 時必着

③ 提出方法

直接、提出先窓口へ持参により提出してください。

※事前にご連絡の上、提出先窓口へお越しください

④ 提出先

板橋区役所 福祉部 地域福祉連携課 地域福祉推進係
（板橋区板橋二丁目 66 番1号 板橋区役所北館8階 ⑯番窓口）
※板橋区役所の開庁日・時間中に限ります。提出書類は返却いたしません。

⑤ 費用

本プロポーザル方式の参加に要する経費は、全額参加者の負担とします。

⑥ 注意事項等

ア 提案書は原則 A4 サイズ縦の左綴じ横書き、10 ポイント以上の文字で作成し、ページ番号を付記するとともに両面印刷の上、ホチキスで綴じてください。（記載欄のスペースは適宜調整して構いません）

イ 提案書（事業者名記載のないもの）は、法人名や事業者を特定できる記載をしないでください。（記載があった場合、マスキング処理を行います）

ウ 色の指定はありません。

エ 提出された書類の再提出及び記載内容の変更は認めません。

（2）2次審査

2次審査では、参加申込時に提出いただいた提案書をもとにプレゼンテーション用資料を準備いただき、プレゼンテーションを行っていただきます。必ず重要項目を含めたプレゼンテーションとしてください。

① プレゼンテーションの方法

プロジェクター等の機器使用を想定しています。プロジェクター、スクリーン等は区が準備しますので、参加者は当日これに接続するパソコンを持ち込んでください。

② プレゼンテーション用資料

原則 Microsoft PowerPoint を利用し、15 頁以内とすること。印刷は A4 判の両面印刷とします。

提出方法や提出期限等は、1次審査結果通知時にご案内します。

③ 注意事項

2次審査結果通知送付用封筒 1 枚（長3封筒に宛名・送付先住所を記載し、110円切手貼付したもの）を、2次審査当日にご持参ください。

9 審査方法、審査項目及び審査基準

提案採用者の選定にあたっては、1次審査（書類審査）及び2次審査（プレゼンテーション）の2段階で実施します。

（1）1次審査（書類審査）

① 審査方法

参加資格要件を満たしているかを審査します。申込者が5者を超えた場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞ります。

② 審査項目及び審査基準

別紙「1次審査表」のとおり

（2）2次審査（プレゼンテーション）

① 審査方法

提案書をもとにプレゼンテーション用資料を準備のうえ、プレゼンテーション（発表

15 分、質疑応答 25 分を予定）をしていただき、提案採用者を決定します。なお、評価点が満点の2分の1を超えないときは提案採用者としないものとします。

② 審査項目及び審査基準

別紙「2次審査表」のとおり

10 質問及び回答

(1)質問方法

・「質問書（様式5）」に内容を記入し、電子メールにて提出。

・電子メールの件名は「自立相談支援事業等業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。

・提出期限は 令和8年 11 月 13 日（金） 12 時まで

・送信先は f-itaf-jshien@city.itabashi.tokyo.jp

(2)回答

質問者名を伏せたうえで、令和8年 11 月 17 日（火） 16 時（予定）に区のホームページにて掲載する。

・同趣旨の質問が複数あった場合はまとめて回答する。

・質問内容が意見の表明と解されるもの、審査に関する質問、本プロポーザルに直接関係しない質問、不適切な質問については回答しない。

11 スケジュール

(1)公募期間（申込受付期間）	令和8年 11 月9日（月） 9時から 令和8年 11 月 24 日（火） 17 時まで
(2)質問及び回答	
質問期限	令和8年 11 月 13 日（金）12 時まで
前記質問に対する回答	令和8年 11 月 17 日（火）16 時を予定
(3)1次審査の結果通知	令和8年 11 月下旬
(4)2次審査（プレゼンテーション）	令和8年 12 月 15 日（火） （会場は区立グリーンホール会議室を予定）
(5)2次審査の結果通知・公表	令和8年 12 月中旬

12 プロポーザル方式の結果公表について

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果（順位、評価点等）及び評価点の内訳を公表します。また、提案採用者については、事業者名、提案価格も公表します。

13 予算措置について

本プロポーザル方式は、令和9年度予算の成立（板橋区議会で 3 月下旬議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は、契約締結を行わないことがありますのでご了承ください。

また、提案採用者決定後の見積金額に対し予算額に不足がある場合は、金額、仕様その他の契約内容について改めて協議をさせていただきます。

14　提案書等の情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求（情報公開）の対象となります。

同条例第6条第1項各号に該当する事項以外は原則公開となることから、あらかじめご了承のうえ提出してください。

15　その他

委託内容に個人情報を取り扱う業務が含まれるため、個人情報の保護に関する法律および東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報の取り扱いに係る保護措置を講じる必要があります。

16　問い合わせ先（書類提出先、質問送付先）

東京都板橋区板橋二丁目 66 番1号　板橋区役所北館8階
板橋区役所　福祉部　地域福祉連携課　地域福祉推進係　　担当：根津、山口
電話番号　03-3579-2455
E-mail　　f-itaf-jshien@city.itabashi.tokyo.jp